（臨床研究法施行規則の一部改正）

第二条　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用除外） **第二条**　法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等（第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 四　医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等（第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 五　再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等（第一号に規定する研究に該当するものを除く。）	（適用除外） **第二条**　法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第十四条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第三項に規定する緊急承認における使用成績評価、同法第十四条の四に規定する再審査又は同法第十四条の六に規定する再評価に係るもの（同法第十九条の二第五項又は同法第十九条の四において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 四　医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二の六の二第五項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五条第三項に規定する緊急承認における使用成績評価、同法第二十三条の二の九に規定する使用成績評価に係るもの（同法第二十三条の二の十七第五項又は同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 五　再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）第二条第一項に規定する製造販売後調査等であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項（同法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二十九に規定する使用成績評価、同法第二十三条の三十一に規定する再評価に係るもの（同法第二十三条の三十七第五項又は同法第二十三条の三十九において準用する場合を含み、第一号に規定する研究に該当するものを除く。） 六　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　医薬品の製造販売業者、医療機器の製造販売業者又は再生医療等製品の製造販売業者が、この省令による改正前の臨床研究法施行規則第二条第三号から第五号までに掲げる製造販売後調査等（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）第二条第一項第三号、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）第二条第一項第三号及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）第二条第一項第三号に掲げるものに限る。）を実施する場合は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十三条第二号及び第三号、第百十四条の五十四の二第二号及び第三号並びに第百三十七条の五十五の二第二号及び第三号の規定は、令和五年九月三十日までは、適用しない。

○厚生労働省令第百四十一号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第六条**　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から令和四年十二月三十一日までの間に生	**附　則** **第六条**　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から令和四年九月三十日までの間に生活困